

令和6年第17回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和6年12月2日（月） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|-------------------|--------|
| 議案第59号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.1 |
| 議案第60号 | 選挙人名簿に登録する者について | ・・・P.3 |
| 議案第61号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・P.7 |

2 そ の 他

- | | | |
|--|----------------|--------|
| | 今後の委員会開催予定について | ・・・P.9 |
|--|----------------|--------|

議案第59号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年12月2日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 484人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 92人 |
| | 市外転出者 | 392人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年12月2日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和6年11月1日から令和6年12月1日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和6年7月1日から令和6年8月1日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	41	51	92
転出	207	185	392
合計	248	236	484

議案第60号

選挙人名簿に登録する者について

令和6年12月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和6年12月2日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 登録する者の数 | 742 人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和6年12月2日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の日以後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

選挙人名簿登録者数調（令和6年12月登録日現在）

福岡市早良区

（単位：人）

男女別				
区分		男	女	計
令和6年10月14日登録日現在 選挙人名簿登録者数 (a)		83,850	97,751	181,601
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)		0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)		0	0	0
(*)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡	▲ 109	▲ 126	▲ 235
	(イ) 転出	▲ 303	▲ 267	▲ 570
	(ウ) 在外移転	0	0	0
	計 (ア)+(イ)+(ウ)	▲ 412	▲ 393	▲ 805
(*)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		256	278	534
(*)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		▲ 238	▲ 244	▲ 482
今回(令和6年12月登録日) 追加登録者数 (h)		393	349	742
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f) - (e+g) + (h)		83,849	97,741	181,590
備 考 ((a)との増減)		▲ 1	▲ 10	▲ 11

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R5. 12. 1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R6. 12. 1	順位	R5. 12. 1	順位			
1	西新第一	6,368	8	6,239	9	129	5	102.07%
2	西新第二	8,974	1	8,869	1	105	6	101.18%
3	高取第一	7,434	3	7,405	3	29	11	100.39%
4	高取第二	7,031	4	7,068	4	▲ 37	31	99.48%
5	百道浜	5,973	12	6,025	11	▲ 52	34	99.14%
6	百道	6,847	5	6,862	5	▲ 15	23	99.78%
7	室見第一	5,441	13	5,477	13	▲ 36	30	99.34%
8	室見第二	4,413	21	4,409	21	4	18	100.09%
9	原第一	4,293	23	4,089	24	204	1	104.99%
10	原第二	5,266	14	5,279	14	▲ 13	20	99.75%
11	大原	3,709	27	3,768	27	▲ 59	36	98.43%
12	原団地	2,976	33	3,022	33	▲ 46	33	98.48%
13	原北	6,719	7	6,540	7	179	2	102.74%
14	室見団地	2,163	36	2,188	36	▲ 25	29	98.86%
15	小田部	5,241	15	5,211	15	30	9	100.58%
16	有住	3,928	26	3,949	26	▲ 21	25	99.47%
17	有田第一	4,977	17	5,000	17	▲ 23	27	99.54%
18	有田第二	4,660	20	4,674	19	▲ 14	22	99.70%
19	賀茂	5,987	11	5,855	12	132	4	102.25%
20	原西第一	5,062	16	5,033	16	29	11	100.58%
21	原西第二	4,369	22	4,352	22	17	14	100.39%
22	飯原第一	3,108	31	3,161	31	▲ 53	35	98.32%
23	飯原第二	2,627	35	2,618	35	9	15	100.34%
24	飯倉中央	4,917	18	4,779	18	138	3	102.89%
25	飯倉	3,967	25	3,962	25	5	17	100.13%
26	干隈	3,248	30	3,241	29	7	16	100.22%
27	星の原	3,443	28	3,502	28	▲ 59	36	98.32%
28	田隈	6,840	6	6,849	6	▲ 9	19	99.87%
29	田村	8,731	2	8,704	2	27	13	100.31%
30	野芥第一	4,086	24	4,110	23	▲ 24	28	99.42%
31	野芥第二	3,263	29	3,233	30	30	9	100.93%
32	野芥第三	2,812	34	2,856	34	▲ 44	32	98.46%
33	四箇田	6,179	10	6,099	10	80	7	101.31%
34	入部	6,364	9	6,426	8	▲ 62	38	99.04%
35	早良	3,028	32	3,049	32	▲ 21	25	99.31%
36	脇山	1,856	37	1,869	37	▲ 13	20	99.30%
37	内野	4,695	19	4,659	20	36	8	100.77%
38	石釜	595	38	612	38	▲ 17	24	97.22%
合計		181,590		181,043		547		100.30%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R.10.14）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R.12.1	順位	R.10.14	順位			
1	西新第一	6,368	8	6,340	9	28	2	100.44%
2	西新第二	8,974	1	8,964	1	10	7	100.11%
3	高取第一	7,434	3	7,429	3	5	12	100.07%
4	高取第二	7,031	4	7,022	4	9	8	100.13%
5	百道浜	5,973	12	6,000	11	▲ 27	36	99.55%
6	百道	6,847	5	6,849	6	▲ 2	19	99.97%
7	室見第一	5,441	13	5,426	13	15	5	100.28%
8	室見第二	4,413	21	4,410	21	3	14	100.07%
9	原第一	4,293	23	4,268	23	25	3	100.59%
10	原第二	5,266	14	5,285	14	▲ 19	34	99.64%
11	大原	3,709	27	3,724	27	▲ 15	32	99.60%
12	原団地	2,976	33	2,983	33	▲ 7	27	99.77%
13	原北	6,719	7	6,721	7	▲ 2	19	99.97%
14	室見団地	2,163	36	2,157	36	6	11	100.28%
15	小田部	5,241	15	5,230	15	11	6	100.21%
16	有住	3,928	26	3,926	26	2	17	100.05%
17	有田第一	4,977	17	4,999	17	▲ 22	35	99.56%
18	有田第二	4,660	20	4,664	20	▲ 4	23	99.91%
19	賀茂	5,987	11	5,991	12	▲ 4	23	99.93%
20	原西第一	5,062	16	5,069	16	▲ 7	27	99.86%
21	原西第二	4,369	22	4,360	22	9	8	100.21%
22	飯原第一	3,108	31	3,105	31	3	14	100.10%
23	飯原第二	2,627	35	2,630	35	▲ 3	22	99.89%
24	飯倉中央	4,917	18	4,859	18	58	1	101.19%
25	飯倉	3,967	25	3,962	25	5	12	100.13%
26	干隈	3,248	30	3,262	30	▲ 14	29	99.57%
27	星の原	3,443	28	3,471	28	▲ 28	38	99.19%
28	田隈	6,840	6	6,854	5	▲ 14	29	99.80%
29	田村	8,731	2	8,723	2	8	10	100.09%
30	野芥第一	4,086	24	4,064	24	22	4	100.54%
31	野芥第二	3,263	29	3,290	29	▲ 27	36	99.18%
32	野芥第三	2,812	34	2,816	34	▲ 4	23	99.86%
33	四箇田	6,179	10	6,193	10	▲ 14	29	99.77%
34	入部	6,364	9	6,366	8	▲ 2	19	99.97%
35	早良	3,028	32	3,044	32	▲ 16	33	99.47%
36	脇山	1,856	37	1,853	37	3	14	100.16%
37	内野	4,695	19	4,693	19	2	17	100.04%
38	石釜	595	38	599	38	▲ 4	23	99.33%
合計		181,590		181,601		▲ 11		99.99%

黄色＝名簿登録者数、増減数それぞれ上位5つ

青色＝名簿登録者数、増減数それぞれ下位5つ

議案第61号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和6年12月2日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 登録する者の数 1人
- 2 登録する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 登録年月日 令和6年12月2日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

その他

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R6.11.20現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R6.12.2)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	42	0	0	0	0	42
女	69	1	0	0	1	70
計	111	1	0	0	1	112

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
(令和7年) 第1回	定例	1月20日(月)	午前10時	早良区役所 中会議室
第2回	定例	2月20日(木)	午前10時	

※県知事選挙の臨時会の日程が現在未定のため、令和7年第2回までをお知らせいたします。